平成２１年（フ）第８３号
千葉県茂原市長尾2005番地５横山ハイツ105
債務者　北村　寿代
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
富山県下新川郡入善町小摺戸1682番地
債務者　長谷川喜一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１７８号
富山県高岡市木津1307番地１
債務者　澤田　芳雄
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２５４号
山梨県甲府市中央２丁目７番35号　中央ハイツ210号室
債務者　廣瀬　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
山梨県富士吉田市下吉田１番地
債務者　奥脇　正志
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
山梨県富士吉田市小明見1481番地の１
債務者　松井　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
山梨県大月市猿橋町猿橋289番地　市営アツクメ団地２―104号
債務者　庄司　文明
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
岐阜市加納奥平町１丁目18番地１コーポリビュレットＡ棟101号室
債務者　山下　尚美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２２３２号
名古屋市中川区戸田３丁目1121番地
債務者　信宮　宏保
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５７号
名古屋市北区浪打町１丁目45番地　ナビシティ浪打町205号
債務者　大澤　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７号
三重県伊賀市上之庄1876番地
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第９８号
三重県名張市瀬古口139番地12
債務者　定家　宣子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３０８号
滋賀県草津市上笠４丁目34―23　笠縫団地101号室、住民票上の住所大津市穴太３丁目４番32号
債務者　小山　良之
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２９号
滋賀県野洲市南櫻2515番地
債務者　南井　　夏
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５０号
滋賀県草津市追分町586番地８
債務者　小林興業こと　小林　尚史
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６９号
大津市美空町２番１―204号、前住所愛媛県伊予市上野862番地３
債務者　ＣＳファクトリーこと　澤田　五雄
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１３号
滋賀県草津市東矢倉４丁目14番22―1208号　グランドール南草津
債務者　水戸美保子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部